

横浜マンスリー・横浜ウィークリーマンション契約使用約款（短期賃貸マンション）

1. 約款に基づく使用形態は一時使用を目的とした賃貸借契約と致します。
2. 申込後の使用期間の変更・延長は原則としてお受け出来ません。
3. 入居者は本物件を居住目的の為に利用しその目的以外に使用しないものとします。
4. 入居者として登録された方以外の入室・使用は出来ません。
5. 契約者には使用申込書のご記入を頂きます。ご入居者全員の住所、氏名、ご連絡先を必ずご記入頂き、本契約使用約款を遵守するものとしてご署名を頂戴致します。又登録された方は契約者と連帯して責務を履行する責を負うものとします。
6. 契約に当ってはご入居者全員の当社規定のご本人様確認証のご提示（併せてコピーをとらせて頂きます）を頂きます。使用申込書の記入、ご本人様確認証のご提示の無き場合、契約が不可能になる場合があります。契約が不可能な場合、キャンセルとして処理させて頂きます。当社規定のご本人様確認証とは顔写真の付いた公的証明書（運転免許証・パスポート等）をいいます。
7. 利用料金は規定額に使用日数を掛けたものとし、週払いの場合は7日を基準とし月払いの場合は30日を基準とし精算頂きます。
8. 代理契約、外国籍の方、発信電話使用の方、当社指定のご本人様確認証の無い方、退室日未定契約の方、利用料金を一括でお支払い頂けない方等の場合お預り金として弊社規定金額を申し受ける場合があります。
9. 入居期間が契約所定期間を満たさなかった場合、ご入居日に遡り、実際の入居期間の賃料形態にて再度賃料計算を行い、既にお支払い頂いている金額に差額が発生した場合には過不足をご精算させて頂きます。
10. ウィークリー契約の場合、利用料金・預り金のお支払いはすべて前払いと致します。但し退室日未定契約または早期退室の場合は1週間又は1ヶ月単位の前払いと致します。継続賃料のお支払いは入金済み最終日の2日前までにお支払い頂きます。退室日未定契約または早期退室の場合は退室日の5日前までに退室日のご連絡をお願いします。5日前までにお申し出無き場合は退室予告不足費用として、該当する日数分の賃料をご請求させて頂きます。
11. マンスリー契約の場合、賃料の支払方法は原則として1ヶ月単位の前払いと致します。継続賃料のお支払いは入金済最終日の2日前までにお願い申し上げます。
- ご退室日は退出日の14日前までに確定のご連絡を頂きますようお願い申し上げます。退出日確定のお申し出無き場合は退室予告不足費用として、該当する日数分の賃料をご請求させて頂きます。
- ご退室に際して、ご退室の前日～5日前に室内の使用確認をさせて頂きます。お部屋の内部・備品に著しい汚れ・破損・紛失がありました場合、原状回復に伴う費用を請求後3日以内にお支払い頂きます。
12. 法人会員様専用契約の場合、ご退出日未定契約の退出予告はウィークリー契約の場合には5泊前までに、マンスリー契約の場合には10泊前までにご連絡をお願い致します。上記日数に不足してご退出確定の場合には、退出予告不足として該当する不足日数分賃料をお支払い頂きます。
13. 発信電話使用の預り金は別途当社規定の金額を頂きます。発信通話料金は別途当社規定の金額を頂きます。電話料金は1ヶ月毎、または5,000円を超えると請求致します。請求後1週間以内にお支払いが無き場合又は利用料金が10,000円を超えると発信不能となります。又、退出時には電話料金を一括精算して頂きます。
14. 水道光熱費の実費利用料金が、当社規定の金額を超えた場合には、規定額との差額を、当社よりの請求後7日間以内にお支払い頂きます（当社規定額E フラット9,000円/月、Sクラス12,000円/月、Tクラス15,000円/月、Fクラス21,000円/月）。*税別
15. 預り金の精算は、退室日翌日以降に行います。又、諸料金に充当後不足が生じた場合には請求後3日以内にお支払い頂きます。又、預り金の返金を現金で行う場合、若しくは返金銀行口座への振込が不可能だった場合、当社での精算返金期間は退室日の翌日より1年間とさせて頂きます。
16. ご予約が確定後、金融機関の3営業日以内に利用料金の全額をお支払い願います（退室日未定契約の場合、週払い又は月払いも可能）。但し申込金10,000円（1部屋につき）をお支払い頂き、残金を入居当日までにお支払い頂く事も可能です。尚、申込金は賃料に充当されますが、いかなる場合でも返金は出来ません。
17. キャンセル・変更は可能ですが、キャンセル料を申し受ける場合がございます。当日来店無き場合・期日までの申込金のお支払い無き場合にはキャンセルとみなします。ご入居当日にキャンセル・変更のご連絡を頂きました場合は申込該当期間の料金全額、ご予約成立時点からご入居日前日までにキャンセル・変更のご連絡を頂きました場合は、申込金相当額10,000円をキャンセル料としてお支払い頂きます。
18. 使用料金の支払いを銀行振込で行う場合、振込手数料は契約者または入居者の負担となります。又は、預り金の精算返金を銀行振込で行う場合にも同様に振込手数料は契約者または入居者負担となります。予めご了承下さい。
19. 料金の滞納（水道光熱費・電話料金を含む）がありますと、即時入室を禁止させて頂きます。又、支払猶予期限内に何等の連絡もない場合には即時契約を解除したとみなし室内の残置物品は当社にて隨時処分させて頂きます。お部

屋の原状回復に伴う処分費用（清掃費用、入居者の私物の処分に掛かる費用を含む）及び原状回復までに販売が不可能になった日数分・時間分の賃料は契約者に請求致します。

20. 使用期間満了の際には室内の清掃を完了させて、鍵・カードキーの返却とともに明渡して頂きます。契約期間を超えての在室・物品の残置は固くお断り致します。契約期間満了後、鍵・カードキーのご返却を頂けない場合、又、紛失・破損した場合には10,000円（税別）を損害実費として請求後3日以内にお支払い頂きます。又、室内の汚れが著しい時は当社規定のトータルクリーニング料をお支払い頂きます。ご退出時に入居者が退出されない事・物品を残置される事に伴う損害が発生した場合には、別途お部屋の販売が不可能になった日数・時間分の賃料・お部屋の原状回復に伴う処分費用を契約者、若しくは使用申込書に記載された入居者に請求致します。
21. 緊急時・連絡不通時・修繕・点検等、当社で室内への立入が必要と判断した場合には、賃主・管理者が入室することがあります。又防犯、安全の為、当社社員が巡回し、ご本人様確認をさせて頂く場合がございますので、ご協力をお願い申し上げます。
22. 入居者は下記事項を遵守し、これらに違反した場合は即時解約させて頂きます。
 - ア. 室内にペット等の持ち込みをしない。
 - イ. 風紀を乱したり、近隣の部屋・地域に迷惑となる行為はしないこと。
 - ウ. 著しく煙や匂いの出るような料理をしないこと。
 - エ. 部屋内外の造作上の変更及び、備品の持ち込み・持ち出しあはしないこと。
 - オ. 警察からの問い合わせ・介入を生じるような行為をしないこと。
23. 暴力団関係者、若しくはそれに準ずる方の使用はお断り致します。又、前述した方の出入りする事も禁じます。入居後それらが判明した場合にも即時解約となり部屋を退出して頂きます。また、以後のご契約・ご入居はお断り致します。
24. 建物内・室内・駐車場内での紛失・火災・盗難及び風水害、自然災害等により入居者に損害が生じた場、当社では一切の責を負いかねますので予めご了承下さい。又、それらの施設・設備・備品等に入居者が破損・紛失等の損害を与えた場合、契約者または入居者の責任において弊社の定めた金額を弁償して頂きます。
25. ご入居に際しては室内の整理・整頓をお願い致しております。また、室内的管理・清掃及び鍵の管理に関しても自己責任においてお願いしております。管理・及び清掃を怠った事に起因する排水・配管の詰まり、家具・家電製品の不具合に関しては、当社では責任を負いません。これらに起因して、他の契約者・入居者・近隣住人及び施設に迷惑・損害が発生した場合には、契約を見直し、解約させて頂く場合がございます。被った損害については損害賠償請求をさせて頂きます。
26. 契約者または入居者についての契約者以外の方からの連絡・お問い合わせには一切取り次ぎ・回答致しません。予めご了承下さい。
27. 入居期間中の室内電球、乾電池、ティッシュ、トイレットペーパーなどの消耗品の交換は、入居者負担となります。室内に備え付けてある設備・備品の消費・消耗・劣化に伴う新たな交換・補充は致しておりません。
28. ホテル・旅館・簡易宿泊所・下宿としての御利用は出来ません。又、左記に関するサービスも提供出来ませんので予めご了承下さい。
29. 高齢（70歳以上）で単身の方やお一人での生活がご不自由な障害をお持ちの方などは、緊急時の連絡先（氏名・住所・電話番号）を申込書に必ずご記入下さい。ご記入無き場合はご契約・ご入居をお断りする場合がございます。
30. インターネット接続に関する全てのトラブル、問題につきましては当社では一切の責を負いません。又、個人の使用範囲を著しく超えた大容量の取扱いがあると当社が判断した場合は使用をお断りする場合があります。又、ルーター機能の設備の接続等は固くお断り申し上げます。
31. 本約款の他に特約がある場合には特約（ペット可特約など）が優先されます。又、本約款に定めのない事項に関しては、法令・裁判判例又は一般的に確立された慣習によるものとします。又、当社が法令及び慣習などに反しない範囲で特約に応じた場合には、前項の規定に関わらずその特約が優先するものとする。
32. 本契約使用約款の一つにでも違反した場合、及び申込書に虚偽の記載があった場合には、即時解約措置を取らせて頂きます。
33. 本約款は、予告なしに内容を変更する場合があります。

横浜ウィークリー株式会社
令和4年7年1日改定

●上記『横浜マンスリー・横浜ウィークリーマンション契約使用約款』を承諾致します。

年 月 日
ご署名

ご記入ください。

